

青森県報

号外第七十八号

平成十四年七月三十一日(水曜日)

目次

公安委員会

警備員指導教育責任者講習の実施……………

(生活安全課) ……

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十九号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号)第一条の規定に基づき公示する。

平成十四年七月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

一 講習の実施期日及び場所

1 期日 平成十四年九月二日(月)から同月九日(月)まで(土曜日、日曜日を除く。)の六日間

2 場所 青森市問屋町一丁目一〇番一〇号はまなす会館

二 受講定員

五十五人(定員に達した場合は、申込みをうち切る。)

三 受講対象者

次のいずれかに該当する者

1 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者

3 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事しているもの

四 受講申込手続

1 受講申込受付期間

平成十四年八月七日(水)から同月十六日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)八日間(午前九時から午後五時まで。ただし、定員になり次第申込みをうち切る。)

2 受講申込方法

所定の受講申込書(正副二通)に顔写真(受講申込書提出前六ヶ月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメートルの無帽、無背景のもの)を貼付し、受講対象者に該当することを疎明する次の書面二通を添えて提出すること。

(一) 三の1に該当する者 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 三の2に該当する者 検定規則第一条第二項に規定する一級の検定に係る合格証の写し

(三) 三の3に該当する者 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

3 受講手数料

(一) 金額

三万七千円

(二) 納入方法

青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

4 受講手続きの受付場所

(一) 青森県内に住所を有する者 住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者 青森県内の最寄りの警察署の生活安全課、刑事生活安全課又は警察本部生活安全企画課

五 その他

1 受講者は、筆記用具及び印鑑を持参すること。

2 講習最終日には、筆記の方法により修了検査を実施する。

3 本講習は、青森市新町二丁目二番一―号所在の社団法人青森県警備業協会に委託して実施する。

六 受講に関する問い合わせ先

1 青森県内の各警察署生活安全課又は刑事生活安全課

2 青森県警察本部生活安全企画課(電話〇一七・七三三・四二二―内線三〇三四)

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭